

「産業医業務委託仕様書」に対する質問回答書	
委 託 名	産業医業務委託
質 問 事 項	回 答
<p>(1) 履行場所である7事業場の事業場名をご教示ください。</p>	<p>(1) 履行場所である7事業場は、下記のとおりです。</p> <p>ア 消防局（セーフティちば（中央消防署を除く。）、消防総合センター内の整備工場、消防学校及び航空課。）</p> <p>イ 中央消防署（蘇我出張所、宮崎出張所、生浜出張所、臨港出張所を含む。）</p> <p>ウ 花見川消防署（幕張出張所、畑出張所、作新台出張所を含む。）</p> <p>エ 稲毛消防署（西千葉出張所含む。）</p> <p>オ 若葉消防署（桜木出張所、大宮出張所、都賀出張所、泉出張所、殿台出張所を含む。）</p> <p>カ 緑消防署（菅田出張所、土気出張所、越智出張所、あすみが丘出張所を含む。）</p> <p>キ 美浜消防署（高浜出張所、打瀬出張所を含む。）</p>
<p>(2) 各事業場の職員数をご教示ください。</p>	<p>(2) 各事業場の職員数は、下記のとおりです。（令和2年4月1日時点）</p> <p>ア 消防局：198人</p> <p>イ 中央消防署：175人</p> <p>ウ 花見川消防署：132人</p> <p>エ 稲毛消防署：74人</p> <p>オ 若葉消防署：167人</p> <p>カ 緑消防署：121人</p> <p>キ 美浜消防署：108人</p>
<p>(3) 出務頻度の想定回数をご教示ください。（例：月・2回、1回あたり3時間等）</p>	<p>(3) 概ね月2回、1回あたり4時間を想定しています。（月8時間、年間96時間）</p>
<p>(4) 職場巡視のスケジュールをご教示ください。（昨年度または今年度のもので構いませんので、目安となるものを共有して頂きたい存じます。）</p>	<p>(4) 概ね月2回、1回あたり3、4か所の職場巡視を想定しています。（令和2年度は、概ね第2、第4月曜日に職場巡視を実施し、4か月程度で全ての職場を巡視しています。）</p>
<p>(5) 面談業務についての想定回数をご教示ください。</p>	<p>(5) 面談業務の想定回数は下記のとおりです。</p>

<p>(①メンタル不調・復職：○分／回×○回／月、②健康相談：○分／回×○回／月、③過重労働者：○分／回×○回／月等)</p> <p>(6) 委員会の参加はなしなのか。</p> <p>(7) 多数の職員に対する衛生講話等の予定はあるのか。</p> <p>(8) 再委託は可能か。</p> <p>(9) 健康診断はいつ頃を予定しているか。</p> <p>(10) ストレスチェックの実施はどこかにお願いしているのか。それとも、落札者が実施体制を整える必要があるのか。</p> <p>(11) 業務スケジュールの調整は平日のみ</p>	<p>ア 高ストレス者を含むメンタル不調等：年6回、1回30分</p> <p>イ 健康相談：年6回、1回30分</p> <p>ウ 過重労働者：年6回、1回30分</p> <p>なお、面談業務に係る費用は、別途契約を致します。</p> <p>(6) 産業医は衛生委員会の構成員として入っているため、必要に応じて委員会に参加して頂く必要があります。なお、令和2年度の参加実績はありませんでした。</p> <p>(7) 多数の職員に対する衛生講話等については、実施することを検討しています。</p> <p>(8) 本業務は、個人情報を取扱う事務が含まれているため、原則再委託を禁止しております。</p> <p>(9) 千葉県消防局で実施する予定の健康診断は、下記のとおりです。</p> <p>ア 雇入時健康診断：4月中に実施。(中途採用者がいる場合は、適宜実施します。)</p> <p>イ 定期健康診断：6～12月の間で実施。</p> <p>ウ 特定業務(深夜業)従事者健康診断：6月及び11月頃、2回に分けて実施。</p> <p>エ 高気圧業務従事者健康診断：6月及び11月頃、2回に分けて実施。</p> <p>オ 有機溶剤取扱業務従事者健康診断：6月月及び11月頃に、2回に分けて実施。</p> <p>カ 腸内細菌検査：11月頃に実施。</p> <p>キ VDT作業従事者健康診断：11月頃に実施。</p> <p>ク 結核罹患検査(QFT検査)：職員が、感染症疾病に罹患のおそれがあると認められる場合、随時実施。</p> <p>(10) ストレスチェックの実施から結果報告までについては、千葉市役所の市長事務局で委託された業者に依頼をしているため、本産業医業務委託では、ストレスチェックの実施結果を踏まえた対応(高ストレス者判定・労働基準監督署へ提出する書類の確認・面談等)を想定しています。</p> <p>(11) 業務スケジュールの調整可能日は、</p>
---	--

か。土日祝日も可能かどうか。また、調整可能な時間帯は何時から何時までか。

原則、平日の8時30分～17時30分の間になります。

- ※ 提出にあたっては電子メールで所定の期限内に行ってください。
なお、押印の必要はありません。